

会 報

第 40 号

平成21年6月1日



おきなわ



金剛石林山（悟空岩）

沖縄県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1、使命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2、公正

品位を保持し、
公正な立場で誠実に業務を行う。

3、研鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙説明（沖縄の離島シリーズ）

金剛石林山（悟空岩）

2億年前（古生代）の石灰岩が、雨水などで長い年月をかけて浸食されてできた日本唯一の熱帯カルスト地形です。

沖縄国定公園 バリアフリー施設『石林山公園』として、散策道も整備され自然の巨大彫刻郡を見ることができます。

写真提供：（石林山公園パンフレット説明文より）



目 次

22年度に向けて	会長 宮城朝光	1
「ADR」調停員として	宜野湾支部 仲宗根善浩	3
九州ブロック協議会		
測量技術研修会に参加して	中部支部 知花敏信	5
新人研修会に参加して	中部支部 内間安次郎	6
	宜野湾支部 前田克也	7
会だより 8		
平成20年度 「法の日」無料相談会		
平成20年度 第1回業務研修会		
平成20年度 第2回業務研修会		
平成20年度 第1回支部長会		
平成20年度 第3回常任理事会		
平成20年度 第3回理事会		
「裁判外境界問題紛争解決手続き」(ADR)		
支部だより		
宜野湾支部 (バツツアー)		18
公団協会だより 19		
年男紹介		25
新入会員紹介		26
編集後記		27



22年度に向けて

沖縄県土地家屋調査士会 会長 宮城朝光

沖縄県土地家屋調査士会会員の皆さん世界同時不況の中とりわけ不動産不況の中事務所の運営はうまくいっているでしょうか。また、最近の土地家屋調査士を取り巻く環境の急激な変化に対応できているでしょうか。特にオンライン申請に関しては戸惑いがあるものと思います、私も会長でなければオンライン申請に対する取り組みも遅れていたと思います。那覇地方法務局長から沖縄がオンライン申請では最下位であると聞いた時には、自分の登記申請はすべてオンラインで申請すると決めて取組みました。当初はいろんなトラブルがあり、今にして思えば笑い話みたいなこともあります、法務局が見切り発車したところがあり申請する側と受け取る側の双方が理解していないという場面も多々ありました。いまではオンライン申請のメリットである特例方式による申請で法務局に行くのは申請時の一回だけ法務局に行き、登記完了証はインターネットを通じて自分の事務所で取っています。これにより、法務局に行く交通費と時間が節約できます。平成22年の1月からは新築建物の保存登記に関して登録免許税が5千円を上限に減額される条件に、表題登記もオンライン申請という条件が加わります。建物の表題登記をオンライン申請でし

なれば、申請人が不利益になります、全員がオンラインで表題登記を申請するよう頑張ってください。

最近の土地家屋調査士に対する懲戒処分を見ていて感ずることは、平成19年5月17日の法務大臣の土地家屋調査士に対する懲戒処分に関する訓令が出されて以降、土地家屋調査士に対する懲戒処分には厳しいものがあるようになります。これも規制改革の流れの中で、平成18年12月25日規制改革・民間開放推進会議の第三次答申の中で業務独占資格においては、懲戒処分に当たっては、処分を行う基準等が明確でなかったり、資格によってはこれまで極端に処分実績が少ないものもあるなど、適正に処分が行われてきたことに疑念を抱かざるをえない資格もある。と答申されている。以上のような状況の中から法務大臣の訓令が出てきており、各法務局においても適正な処分として厳格に対処してきているものと思われます。答申の中でも資格者に対して、懲戒等の処分が厳格に行われるべきことは、資格者の倫理観・責任感を維持する観点からも当然であり、厳格かつ適正な処分により、他の資格者の不適切な行為に対する抑止力となると考えられている。と述べられている。

依頼者との意志の疎通を密接に法令を順

守していれば懲戒処分なんかにも恐れるものではありませんが、今までの状況とは環境が違ってきてることを肝に銘じて慎重に対応していただきたいと思います。次に認定土地家屋調査士と境界問題相談センターの件ですが、認定土地家屋調査士の継続した学習と技術の向上として今後どのような研修を進めていくか、日調連でもADR認定土地家屋調査士のための代理人養成研修を関東地方で試験的に行っています。沖縄会は日調連の認定土地家屋調査士に対する代理人養成研修の早期の実施を望みます。また認定土地家屋調査士の境界問題相談センターへの関与も期待しています。

今は、土地家屋調査士にとっては非常に厳しい環境だと思います、早い時期での景気回復も望めそうにありません、そういう時こそ土地家屋調査士としての基礎体力をつけるために取り組みましょう。今まで忙しくて読むことのできなかった、日調連発行の土地境界基本実務叢書（I～V）や分厚い調査・測量実施要領も隅々まで読んでいただきたい。

最後になりましたが日頃の本会の会務運営につきましては、ご理解とご協力いただいていることに感謝申し上げ、今後とも会員が一致団結して会発展のため頑張っていきことを期待します。





「ADR」調停員として

宜野湾支部 仲宗根 善 浩

認定調査士の資格試験も終え、やれやれ日常の調査士業務というか、自分の事務所の仕事に落ち着いてとりかかろうというころに、境界問題センターの名嘉文芳センター長よりADRの調停事件があり、屋宜宣勇調査士と宮城和博弁護士の三名で調停員をお願いしたいという連絡があり少々とまどいました。ADRの認定試験については、試験の結果は思ったより良くなく、多少気落ちしたが試験が終わった開放感と、終わってみれば久しぶりの受験勉強も悪くは無かつたと思っているところがありました。

さて、実際のADRの実務となると、これまでに調停員はもとより境界紛争の裁判の経験もないで、自分に出来るかなと不安が先に立ったが、やるしかないと思い他の二人の先生との日程等の調整を譲りながら調停の実務に入ることになりました。

境界問題センターでは、相談員が申立人等から相談内容等を聞き取り、資料があればその提出を求めており、我々調停員は相談員が作成した、相談の要旨、資料等を調停に入る前に目を通し、その資料で相談の内容を理解し、調停員同士で議論して現時点での調停員の大まかな統一的見解を得て実際の調停に臨むことにしました。

調停は両当事者の言い分に相当な開きがあり、4回開いたが最終的には不成立であ

りました。しかし申立人から不成立でも、調停員の見解的なものを出してくれとの申し出があり、センター長と相談した結果、斡旋案として申立人、相手方双方に示すこととしました。

実際の事件の内容ですが、通常の境界線の争いとは違っていて、一筆地（占有地）の所有権の帰属を巡る争いでありまして、申立人の言い分によれば、国土調査により作成した地図が誤りで、その後の分筆登記が地図の誤りを認識せずに処理されたため、地図上の分筆地は、実際に売買った土地を正確に反映していないと主張するものがありました。

一方相手方は、地図に誤りはなく、分筆、移転登記も適正に行われており現況は申立人が不法に占有しているものであるから、土地の明け渡し若しくは、金銭での解決を望んでいるものがありました。

そこで、我々調停員は、まず両者一同にした話し合いの前に、片方づつから面談してそれぞれの言い分を聞き、争点を整理しながら両者の話し合いの場を持つことにしました。

調停を進める中で、申立人側からの資料に国土調査前の航空写真、旧台帳附属地図、国土調査素図、現況写真及び測量図等の書証又、隣接地主の証言及び申立人の補佐人

(調査士) からの内容説明等から、我々調停員(調査士、弁護士)がその専門的見地から判断して、申立人の主張はかなり高い確率で妥当性があるものでした。相手方の資料は国土調査以後の地積測量図及び現況併合図等であり、事件の争点の一つである、地図の誤りについての反証としては意を成さないものがありました。

そこで我々調停員が総合的に判断して、境界については申立人の主張に妥当性があり、申立人の主張に沿う方向で判断できるが、これまでの経緯から和解に向けて両当事者の歩み寄りができないものか、和解案を模索しましたが両当事者は感情的な争いの面もあり、話し合いは、お互いの主張を繰り返すのみで接点を見つける事が出来ず不調におわりました。最終的に相手方は訴訟を起こすことも視野に入れて専門家(弁護士、司法書士)に相談するという話になり我々調停員の力量不足を感じる結果となりました。

不調になった原因には、これまでに当事

者間に感情的な面での争いもあり理性的に思考する態度がなかったこともあります、専門家(調査士、弁護士)である調停員がこれまでの経験等から判断して、一定の結論を得たものは今後、訴訟になったとしても覆ることは難しいということについて、両当事者に十分に理解させることが出来なかつたことが不調原因の一つでもあると思われる事もあり残念でありました。

ADRの長所の一つに、資格のある専門家が関与することにより、訴訟等にいかなくても、裁判と同じ結論に達しうることが考えられ、それは時間的、経済的にもプラスの面があり利用勝手のいいものあります。そのような中で我々調停員は、そのことについて予防司法等の見地から当事者双方に十分に説明し、和解に向けて説得していくことが、本来のADRの趣旨にもかなうものであり、我々調停員の境界問題についての、高い専門性と説明力、説得力が試され事と思います。





九州ブロック協議会測量 技術研修会に参加して

中部支部 知花敏信

平成20年10月10日（金）～13日（祝）
熊本市火の国ハイツ

九州各県より受講者27名、講師5名、研修部長2名の参加がありました。

参加費用は少し高く感じましたが、業務における自信を深めるために必要と感じ受講しました。

内容は、登記基準点測量を厳密網平均計算で行うことを中心としていました。

1日目12：00に受付をし、研修日程・注意事項の説明などがあり、座学にて登記基準点測量概論・基準点測量の計画から認証までの手続きについて21：00まで講義がありました。

受講者全員が研修施設で宿泊するため、朝早くから夜は遅くまで受講時間が設定されていました。

2日目9：00から講義は始まり、10：00～12：00には実習がありました。研修会場の近くに現場を設定し8つの班に分かれて実習作業を行いました。

器材については、各メーカーの提供によりいろいろな機種がありました。

私は日頃利用している機種とは別の機種を取り扱うことになり、少々戸惑いました。

実習は、8つの班で同時に作業ができるように工夫され、2時間では、全員観測しデータ取得できました。対回観測しデータは器械に取り込む方法でした。一部手簿の記載実習もありました。

13：00からはPC解析ソフトにより厳密網平均計算をマニュアルの解説から例題による解析計算の説明がありました。その後、観測計画・踏査・選点および観測作業の準備について講義がありました。

3日目は前日に実習で観測したデータをパソコンに取り込み、解析計算および成果の作成を行いました。割とスムーズに計算ができ実際の業務に利用できると感じました。

19：00からは測量業務に関する質疑応答があり、いろいろな意見交換ができました。4日目は、国土調査成果図・地籍図根多角測量観測手簿・計算簿などの資料により国土調査について講義されました。

4日目は12：00には解散となりましたが、1日目から3日目までは、ほんとに夜遅くまで受講生・講師の皆さんといっしょに意見交換し勉強になりました。

沖縄会からは、私1人の参加でしたが、他県では、これから14条地図作成が、多く進められますので、基準点測量をする機会が増えるということで、各県の調査士会から派遣されて、来られた方が多くいました。受講参加して、今後の業務に利用・使用できる講義だったと感じました。

測量の器械、測量方法も高度化していくなかで、今後、土地家屋調査士の業務であります筆界を特定・確定する作業をスムーズに精度良く進めるうえで、いろいろな研修会に参加しようと思っています。



新人研修会に参加して

中部支部 内間 安次郎

2月の6日から8日までの3日間九州ブロックの新人研修会がありまして、参加させて頂きました。

新人と申しましても、50代半ばを大幅に過ぎた（世間では、定年に近い）新人でありまして……。

まず、目から鱗ということがありました。それは地方によって1坪の面積が違うということです。1坪という単位は、人が1日に食べる米がとれる面積が基準であるということが、地方によって同一単位面積から取れる量が違うものですから、当然地方によって1坪の面積が違うということです。今まで、当然のごとく、1坪=3.3m²といい込んでいました。地方の慣習を学ぶというのは、そういうことかと改めて考えさせられる想いでした。

この研修を通じて感じたことは、土地家屋調査士という職業は、人様の財産である不動産を取り扱う職業であることを、改めて肝に銘じることであります。それは、いい加減な仕事をしていると、あとから、そのいい加減な仕事の責任を取らされてしまうことになるだろうということです。調査はできる限りの調査をして、齟齬を招じてしまわないように努力をしないといけないと強く感じました。

この研修を企画・実行した皆様方のご苦労に報いるためにも日々の研鑽が必要であると思いますし、努力していくこうと思います。

新人研修会の実行委員の皆様、講義を担当してくださいました皆様に感謝致します。





新人研修会に参加して

宜野湾支部 前田克也

2月の宮崎は予想を超えて暖かく、大量に持参した冬服が無用となりました。

講義は難しい内容でしたが、今後の研鑽の指針を学べたものとして有意義でした。なかでも宮崎会児玉勝平先生の空中写真と、地図公図との重ね図を作成して行う筆界確認の手法は興味深く、児玉先生の凜としておおらかな人柄も魅力で、再度聞きたい講義でした。

講義後は連夜飲み会となりましたが、佐賀県より参加した祖父の代から三代目となる若き調査士と親しくなり、最終日半日の空き時間を利用して二人で飫肥を散策してきました。

城跡と城下町の景観がすばらしく、また

茶店でぜんざいを注文すると、梅干しとたくあんがセットで出されたのには旅先の驚きでした。

食事といえば、沖縄会宮城会長から宮崎名物といわれる付けうどんをご馳走になり、とても美味しく、まして連夜のお酒で疲労した胃には薬となりました。

佐賀の三代目調査士の青年とは、またの再会を約束して別れましたが、自分にも小学校3年生になる一人息子がいますが、将来は息子に跡を継ぎたいと言わしめる調査士に自分もなれるよう、研鑽を積んでいきたいと思います。

最後に今回の研修会の準備に奔走された方々に感謝し、結びと致します。



会だより**平成20年度無料相談会**

平成20年10月1日（法の日）

**当日、会場にてお気軽にご相談ください。**

10月1日の法の日に県内各支部において無料相談会を行いました。

調査士会館、名護市役所、金武町役場、今帰仁村コミュニティセンター、与那原町コミュニティセンター、東村役場、宮古島働く女性の家、石垣市役所、宜野湾市役所、北谷町役場、北中城村役場、本部町役場、宜野座村役場、大宜味村役場、恩納村コミュニティセンター、国頭村役場、沖縄市役所の17箇所



与那原町コミュニティセンター



沖縄県土地家屋調査士会館



宜野湾市役所



北中城村役場



宜野座村役場



北谷町役場

名護市役所

宮 古 新 幸 報

一般発売。申し込み問い合わせは同実行委員会(ファックス73・0955、電話73・1881)。

★土地家屋調査士無料相談会(きょう)

一日前十時～午後三時、宮古島市働く女性の家。土地の境界問題及び不動産表示登記に関する問題等の相談。

県土地家屋調査士会伊波測量・登記事務所(73・1255)。

宮古島市働く女性の家

県土地家屋調査士会
重山支部(富良師英支
部長、会員9人)は17
日、市役所一階ロビー

で無料の相談会を開いた(写真)。

10月1日の「法の日」にちなんだ初の全県的

な取り組み。支部会員

が午前9時から午後4時までテーブルを置き、訪れる市民の相談

を受けた。

富良支部長は「少しでも市民の役に立てれ

ばと開設した。思った以上に反応が良いで、来年も継続したい」と話した。



土地、住宅などで相談会

土地家屋調査士がアドバイス

石垣市役所

無料相談会の実施計画・広報活動への取り組み期間が短かったにもかかわらず土地の境界問題、国土調査の際の面積の減少、筆界未定、仮換地、借地問題の件などいろいろな相談があり、県民の関心は高いように感じました。

今後も継続して開催することで、土地家屋調査士による社会貢献ができるものと思います。

平成20年度第1回業務研修会

平成20年9月5日（金）午後1時30分

沖縄産業支援センター

講 師：那覇地方法務局登記部門 表示登記専門官 伊尻 裕一 様

1. 表示登記のオンライン申請について
2. 「不動産登記規則第93条不動産調査報告書」記載要領について
3. 表示に関する登記の留意点

講 師：那覇地方法務局登記部門 総括表示登記専門官 古賀 孝則 様

1. 筆界特定制度について



表示登記専門官 伊尻裕一様



総括表示登記専門官 古賀孝則様



宮城朝光会長 あいさつ



講義を真剣に聴く会員の皆さん

平成20年度第2回業務研修会

平成20年11月28日（金）午前10時

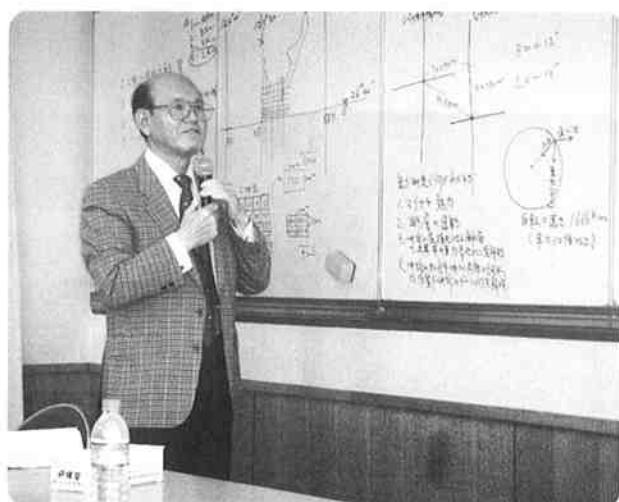
奥武山公園武道館 2F

I. 講演：「琉球における土地制度と測量」 沖縄県立芸術大学教授 安里 進 様

II. 講話：「国調地籍図作成について」 沖縄県土地家屋調査士会顧問 松川 清康 様



沖縄県立芸術大学教授 安里 進 様



松川 清康 顧問

土地家屋調査士法第25条（研修）第2項に『調査士は、その業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるように努めなければならない。』とあります。

琉球王国時代の地図作成技術を沖縄県立芸術大学教授考古学研究者の安里進先生により講演をいただきました。日本全国の地図を作成した「伊能忠敬」より63年も前に、近代測量技術を駆使して琉球の島々を実測していたことがわかりました。測量器も現代のアリーダーDと同一構造のものを使用していたようで『量地方式集』1785年に詳しく記されているようです。

講演の内容は、建設情報誌『しまたてい』No.18、No.46にも掲載されています。

沖縄県における国土調査地籍図の作成方法を当会顧問の松川清康先生により講話をいただきました。

III. 業務・研修・社会事業に関するブロック担当者会同報告（説明）

1. 「土地家屋調査士専門職能継続学習」制度について（土地家屋調査士CPD）

研修部長 伊波 克之

2. 登記基準点について

業務部長 屋宜 強

3. 筆界特定について

総務部長 久高 兼一



伊波克之 研修部長



屋宜強 業務部長



久高兼一 総務部長



熱心に聴き入る会員のみなさん

平成20年度第1回支部長会

平成20年9月12日（金）午後2時

1. 平成20年度無料相談会の開催について

- ① 開催場所について
- ② 担当者について
- ③ 受付票について
- ④ ポスター・チラシの配布について
- ⑤ 写真撮影のお願いについて
- ⑥ 支部会員名簿の配布について

2. おきなわ境界問題センター広報について

- ① 相談センターのポスター・リーフレットを官公庁へ配布をお願い



平成20年度無料相談会を10月1日の「法の日」に各支部単位で場所・担当者を配置して開催することになりました。

平成20年度第3回常任理事会

平成20年11月1日（土）午後2時

1. 社会保険庁の入札について
2. 全体研修会について
3. 九B担当者会同の報告
4. 次回理事会開催について



平成20年度第3回理事会

平成20年11月15日（土）午後1時

1. 各部の事業執行状況について
2. 社会保険庁の入札について
3. 全体研修会について
4. 九B担当者会同報告
5. 規則の改正について



平成20年8月29日付け、官報「法務省告示第395号」

沖縄県土地家屋調査士会は、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第1項第7号の規定に基づき、土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続き業務を公正かつ適格に行うことができると認められる団体として法務大臣より指定されました。

沖縄県土地家屋調査士会では、75名の会員が、法務省令で定めた特別研修を受講し、法務大臣から認定を受けました。

<平成19年10月1日付け法務大臣の認定を受けた会員47名>

親 泊 仲 孝	仲 村 弘	屋 宜 宣	勇 伸	村 文 宏
宮 城 朝 光	佐 久 川 紀	高 良 健	二 強	比 嘉 毅
徳 森 良 雄	糸 数 厚	屋 宜	靖 強	久 高 兼
仲 間 功	新 垣 武	喜 舎 場	間 宗	大 屋 篤
儀 保 宜 伸	瀬 名 波 史	長 間	清 栄	吉 里 泰
金 城 行 男	神 谷 長 秀	上 原	教 盛	城 間 盛
田 場 盛 次	上 原 正 昭	玉 城	吉 一	伊 盛 原
大 城 幸 一	仲 宗 根 善 浩	伊 佐	智 篤	當 菅 章
名 幸 芳 正	仲 村 進	與 久 田	盛 松	野 貫 启
又 吉 豊 正	宜 野 座 新	仲 榮 真 盛	松 隆	比 嘉 本
島 袋 徹 志	比 嘉 隆	大 城 芳 隆	昭	松 武 寿
藤 原 秀 子	崎 浜 升	佐 平 博		

(会員名簿登載順)

<平成20年10月1日付け法務大臣の認定を受けた会員28名>

名 嘉 文 芳	下 地 裕 之	譜 久 山 朝 勝	糸 数 学
近 藤 哲 司	玉 那 獨 稔	仲 西 雅 治	大 城 隆
大 城 行 史	徳 村 政 彦	嘉 陽 宗 俊	比 嘉 信
和 宇 慶 均	世 名 城 盛 匠	眞 榮 平 勉	伊 波 克
花 城 康 喜	澤 岐 公 亮	宮 里 学	吉 元 一
知 花 敏 信	福 原 義 隆	仲 真 みち よ	大 城 充
玉 城 義 克	砂 川 達 也	伊 波 賢 博	下 地 博

(会員名簿登載順)

支部だより

宜野湾支部「バスツアー」

平成20年10月4日(土)



バスの中でくつろぐ会員



目的地到着の前に腹ごしらえ



沖縄本島最北端 辺戸岬



全員で「ハイポーズ」



金剛石林山 散策道



険しい岩をバックに

公団協会だより

平成20年9月30日（火）『新公益法人会計基準への移行と税務』
幸地税理士事務所長 幸地 啓子先生



幸地啓子先生を支えての 新会計基準の勉強会



各支所長・会計担当者が参加



疑問点に丁寧に答える幸地先生

幸地先生のお話は、非常にわかりやすく、大変勉強になりました。
お忙しい中、快く講師をお引き受けいただき、ありがとうございました。

【各支所の近況報告等】

<南部支所>

今後の開発活動予定

- ①社員の協力を得て南城市へ開発活動を行う
- ②その他市町村に対しての開発活動についても検討中
- ③各自治体に対し、無料相談会の実施を打診してみる
- ④豊見城市より、地積測量図等作成業務を受託する

<中部支所>

役員及び社員の支所活動への活性化を促すために4つの委員会（研修・開発・規約改正・厚生）を立ち上げ、社員個々の支所活動への取り組みを更に密着させ、いずれ支所役員を経験する上で関わり、円滑に次年度へ引き継いでいけるようにしたい。

<北部支所>

今帰仁村内の公民館施設にGPS基準点設置作業をするために役場と各公民館を訪問したら大変喜ばれた。

奇数月の第4木曜日に行っている支所定例会で研修会も行っている。

<宮古支所>

開発活動のため宮古支庁土木建築課、宮古島市を訪問した、公共事業の削減により業務が減少する見込み。

今後、多良間村役場へ開発活動を予定している。

<八重山支所>

開発活動：八重山支庁土木建築課・農林水産課、石垣市役所、竹富町役場を訪問した。

例年より公共事業が減少傾向にあり、より一層の営業が必要となる中、八重山支庁新石垣空港建設課より空港関連用地の測量業務を受注する。

制度問題対策委員会



公益法人認定に向けて、月2回のペースで、定款作成から諸規程・規則の作成に真剣に取り組んでいます。

各委員は、それぞれが作成を割り当てられた諸規則・規程について忙しい業務の合間に縫って、慣れない作業に日々奮闘しています。3月中旬には、定款・諸規則・規程の作成を完了させ、その後、今度は公益社団法人認定を受けるための申請書作成について突き進めます。

安心してご相談ください。**土地境界調査測量**



土地境界・筆界の専門家である土地家屋
調査士が公正・迅速に対応いたします。

**境界の
鑑定**
〈裁判所〉

**筆界の
特定**
〈登記所〉

**紛争の
解決**
〈ADR〉



沖縄県土地家屋調査士会

土地境界の鑑定

〈裁判所〉

**土地家屋調査士は、裁判所又は原告・被告からの
土地境界確定訴訟等の境界鑑定依頼にお応えします。**

こんなとき
ご相談
ください。

境界鑑定書を

- 原告の訴状等に添付したいとき
- 被告の答弁書等に添付したいとき
- 裁判所に求鑑定依頼をしたいとき
- 境界図面の真偽を鑑定したいとき
- その他境界鑑定に関する一切



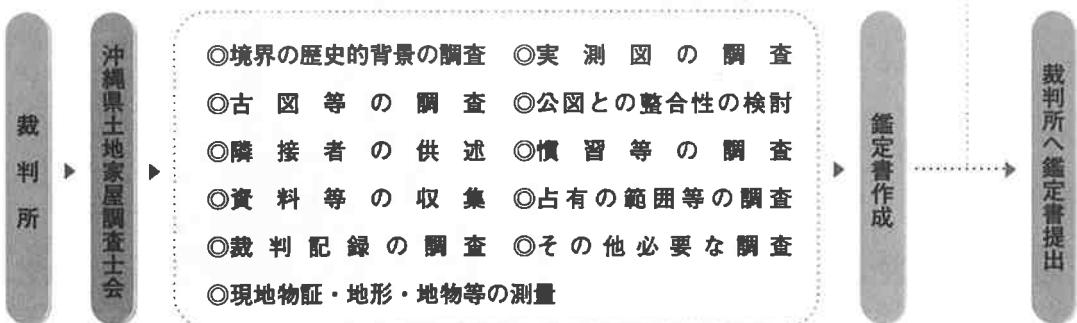
■土地鑑定業務の流れ



■土地境界鑑定調査の内容

あらゆる角度から調査・測量を行います。

境界鑑定委員会の助言



※ 沖縄県の場合、戦争で公図・公簿等が焼失、戦後土地調査がなされました。当時の測量の精度は今と比べてよかつたとはいえず、作製された地図により現地復元してみるとズレが大きいことがあります。そのために多くの境界紛争が発生しています。

土地筆界の特定

〈登記所〉

**土地家屋調査士は、筆界特定の代理申請をしたり、
又は筆界調査委員として、筆界特定登記官に
意見書を提出します。**

こんなとき
ご相談
ください。

- 隣接地主と筆界でもめているとき
- 隣接地主が行方不明等で境界立会
できないとき
- 隣接地主が境界立会承諾をしないとき
- 筆界が特定できず、分筆登記手続等が
できないとき
- その他筆界特定に関する一切



■筆界特定手続の流れ



※ 筆界特定申請の代理人並びに筆界調査委員になれる資格者は、土地家屋調査士と(認定)司法書士と弁護士のみです。
※ 筆界特定後の登記手続き(地積更正、地図訂正等)は、原則当事者から別の登記申請(申出)になります。

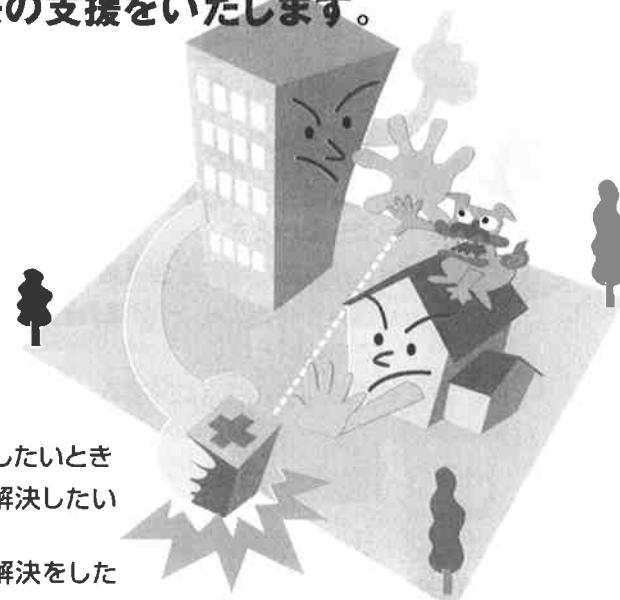


おきなわ境界問題相談センター（設立準備中）は話し合い（調停）によって、境界紛争解決の支援をいたします。

「おきなわ境界問題相談センター」は土地家屋調査士と弁護士が協働して、境界紛争を解決するために、相談委員会と調停委員会を組織して、当事者のニーズに適切な対応をいたします。「おきなわ境界問題センター」は、当事者同士の合意を目指して迅速、公正で柔軟に対応し、土地家屋調査士の専門的知見を活かして確かな現地調査や測量・鑑定などを行い、当事者間の話し合いの重要な参考資料とし、また必要に応じて紛争解決の結果を地図等に反映させて、市民の権利の明確化とトラブル防止に役立てます。

こんなとき
ご相談
ください。

- お隣との土地境界トラブルを解決したいとき
- 筆界のみでなく所有権界も同時解決したいとき
- 裁判と同じ効果のある境界紛争解決をしたいとき
- 境界に関する合意書面・境界図面等を作成したいとき
- その他境界紛争に関する一切



問題解決

当事者

土地家屋
調査士

弁護士

当事者

当事者双方の話し合いを
サポートいたします。

沖縄県土地家屋調査士会

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎2丁目1番地4
大建ハーバービューマンション4階401

TEL:098-834-7599

FAX:098-854-8131

<http://www.okinawa-chosashi.ecnet.jp/>

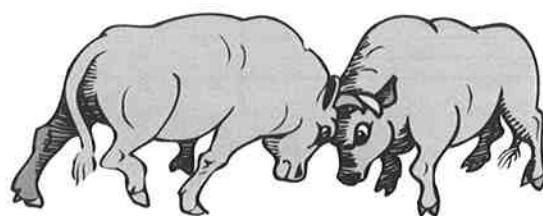


※空港からタクシー、モノレールで約20分

年男紹介

丑年生まれおめでとうございます。
平成21年の年男は、以下の会員です。

氏名	生年	支部	氏名	生年	支部
東江 憲六	大正14年生	那霸支部	菅野 貫司	昭和24年生	中部支部
宮城 清	大正14年生	那霸支部	比嘉 武信	昭和24年生	中部支部
久場 稔彦	昭和12年生	那霸支部	宜野座新栄	昭和24年生	北部支部
志堅原良昭	昭和12年生	那霸支部	豊原 利夫	昭和24年生	那霸支部
牧志 宗金	昭和12年生	宜野湾支部	* 糸数 厚	昭和36年生	那霸支部
宮里 正孝	昭和12年生	中部支部	仲間 功	昭和36年生	那霸支部
仲真 良治	昭和12年生	中部支部	大屋 篤志	昭和36年生	那霸支部
伊差川 漠	昭和12年生	中部支部	* 伊波 学	昭和36年生	宜野湾支部
糸洲 朝光	昭和12年生	那霸支部	吉元 一	昭和36年生	中部支部
當山 清	昭和24年生	那霸支部	宮城 忠夫	昭和36年生	中部支部
長谷川重夫	昭和24年生	那霸支部	國吉 喜盛	昭和36年生	八重山支部
高良 健二	昭和24年生	那霸支部			以上 敬称略



新入会員紹介



こ
みね
りょう
しん
小嶺 良信
昭和25年1月生
登録番号 第465号

入会 平成20年9月22日

登録 平成20年9月22日

事務所 〒901-0223

豊見城市字翁長842番地3

電話 098-987-7450



とよ
はら
とし
お
豊原 利夫
昭和24年6月生
登録番号 第466号

入会 平成20年12月1日

登録 平成20年12月1日

事務所 〒901-2114

浦添市安波茶1丁目16番2号

電話 098-874-2422



まえ
だ
かつ
や
前田 克也
昭和33年10月生
登録番号 第467号

入会 平成21年1月20日

登録 平成21年1月20日

事務所 〒901-2311

北中城村字喜舎場277番地

電話 098-935-5388



くに
よし
しん
すけ
國吉 真介
昭和42年11月生
登録番号 第468号

入会 平成21年4月1日

登録 平成21年4月1日

事務所 〒901-0305

糸満市西崎1丁目29番15号 国吉ビル203

電話 098-992-0217



編集後記

『CHANGE WE NEED!』『YES WE CAN!』

アメリカ大統領に当選・就任したオバマ大統領の言葉です。

人種の壁を越え、新しいアメリカの可能性を信じた人たちの勝利でした。



私たち土地家屋調査士にも変化が必要です。現状に甘んじてはなりません。各種法令の改正、不動産調査報告書、オンライン登記申請など新しい制度への対応などは、いろいろ大変なことばかりです。

しかし、最初は記載項目が多く、難しかった不動産調査報告書も、昨年12月からは旧の調査書から完全に切り替えることが出来て、慣れてきたはずです。

動き始めると車と同じで、最初はローギアに入れてゆっくりとスタートする。スタートてしまえば、すいすいと楽に動いていけるはずです。

オンライン登記申請についても同じで、今現在は、ほとんどの会員が未経験のようですが、新しい土地家屋調査士の可能性を信じて、パソコン操作という壁を乗り越え、オンライン登記申請を進めることができ、不動産の表示に関する登記のスペシャリスト（専門資格者）として申請人（国民）のご依頼、ご要望、ご相談に対応できるものと思います。

『CHANGE WE NEED!』私たち土地家屋調査士は、自ら行動すれば変えることが出来ます。

広報部長 伊波 学





金剛石林山より『辺戸岬』を望む